

18文科振第556号  
平成18年11月21日

総合科学技術会議議長  
安倍晋三 殿

文部科学大臣  
伊吹文明

内閣府設置法第26条第1項第2号の規定に基づき、次の事項について、理由及び別添のとおり案を添えて諮問します。

諮問第6号「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針の改正について」

理 由

ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針（平成13年文部科学省告示第155号）を改正するため案を作成したので、当該指針の附則第2条第2項に基づき、貴会議に意見を聴くことが必要なため。